

職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例を定めることについて (主な概要)

1. 趣旨

令和7年人事院勧告を踏まえ、当市においても人事院勧告に準拠した内容に改定するため、所要の改正をするもの。

2. 改正内容

●給料表について

職員(特定任期付職員を含む。)の給料表を、人事院勧告に準じて改正する。

※令和7年4月1日適用

●期末・勤勉手当について

令和7年12月の期末・勤勉手当を人事院勧告に準じて0.05月分引き上げる。(令和8年度は、6月・12月にそれぞれ0.025月を振り分ける。)

改定後は、職員は年4.65月、再任用職員は年2.45月、特定任期付職員は年3.7月となる。

※令和7年12月適用(令和8年度に振り分ける部分については、令和8年4月1日適用)

●通勤手当について

交通用具(自転車、自動車等)にかかる通勤手当について、使用距離区分ごとに定める金額を、人事院勧告に準じて改定する。

※令和7年4月1日適用分と令和8年4月1日適用分

●宿日直手当について

宿日直手当の引き上げについて、人事院勧告に準じて改正する。

※令和7年4月1日適用

職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例を定めることについて

職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例を次のとおり定める。

職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例

（職員の給与に関する条例の一部改正）

第1条 職員の給与に関する条例（昭和26年条例第2号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあっては「改正部分」と、改正後の欄にあっては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前												
（初任給、昇格、昇給等の基準） 第4条 市長は、地方公共団体の組織に関する法令、条例、規則及び機関の定める規定の主旨に従い、及び前条の規定に基づく分類の基準に適合するように、かつ、予算の範囲内で職務の級の定数を設定し、又は改定することができる。 2～7（略） 8 前項の規定にかかわらず、55歳を超える職員及び給料表の適用を受ける職員でその職務の級が8級であるものの第6項の規定による昇給は、同項に規定する期間におけるその者の勤務成績が極めて良好又は特に良好である場合に行うものとし、昇給させる場合の昇給の号給数は、勤務成績に応じて市規則で定める基準に従い決定するものとする。 9～12（略） （通勤手当） 第10条（略） 2 通勤手当の額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める額とする。 (1)（略） (2) 前項第2号に掲げる職員 次の表の左欄に掲げる職員の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める額（定年前再任用短時間勤務職員のうち、支給単位期間当たりの通勤回数を考慮して市規則で定める職員にあつては、その額から、その額に市規則で定める割合を乗じて得た額を減じた額） <table border="1"> <thead> <tr> <th>職員の区分</th><th>通勤手当の月額</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>（略）</td><td></td></tr> <tr> <td>使用距離が片道10キロメートル以上15キロメートル未満である職員</td><td>7,300円</td></tr> </tbody> </table>	職員の区分	通勤手当の月額	（略）		使用距離が片道10キロメートル以上15キロメートル未満である職員	7,300円	（初任給、昇格、昇給等の基準） 第4条 市長は、地方公共団体の組織に関する法令、条例、規則及び機関の定める規定の主旨に従い、及び前条の規定に基づく分類の基準に適合するように、かつ、予算の範囲内で職務の級の定数を設定し、又は改定することができる。 2～7（略） 8 前項の規定にかかわらず、55歳を超える職員の第6項の規定による昇給は、同項に規定する期間におけるその者の勤務成績が極めて良好又は特に良好である場合に行うものとし、昇給させる場合の昇給の号給数は、勤務成績に応じて市規則で定める基準に従い決定するものとする。 9～12（略） （通勤手当） 第10条（略） 2 通勤手当の額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める額とする。 (1)（略） (2) 前項第2号に掲げる職員 次の表の左欄に掲げる職員の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める額（定年前再任用短時間勤務職員のうち、支給単位期間当たりの通勤回数を考慮して市規則で定める職員にあつては、その額から、その額に市規則で定める割合を乗じて得た額を減じた額） <table border="1"> <thead> <tr> <th>職員の区分</th><th>通勤手当の月額</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>（略）</td><td></td></tr> <tr> <td>使用距離が片道10キロメートル以上15キロメートル未満である職員</td><td>7,100円</td></tr> </tbody> </table>	職員の区分	通勤手当の月額	（略）		使用距離が片道10キロメートル以上15キロメートル未満である職員	7,100円
職員の区分	通勤手当の月額												
（略）													
使用距離が片道10キロメートル以上15キロメートル未満である職員	7,300円												
職員の区分	通勤手当の月額												
（略）													
使用距離が片道10キロメートル以上15キロメートル未満である職員	7,100円												

使用距離が片道15キロメートル以上 20キロメートル未満である職員	10, 4 00円
使用距離が片道20キロメートル以上 25キロメートル未満である職員	13, 5 00円
使用距離が片道25キロメートル以上 30キロメートル未満である職員	16, 6 00円
使用距離が片道30キロメートル以上 35キロメートル未満である職員	19, 7 00円
使用距離が片道35キロメートル以上 40キロメートル未満である職員	22, 8 00円
使用距離が片道40キロメートル以上 45キロメートル未満である職員	25, 9 00円
使用距離が片道45キロメートル以上 50キロメートル未満である職員	29, 1 00円
使用距離が片道50キロメートル以上 55キロメートル未満である職員	32, 3 00円
使用距離が片道55キロメートル以上 60キロメートル未満である職員	35, 5 00円
使用距離が片道60キロメートル以上 である職員	38, 7 00円

(3) (略)

3～7 (略)

(宿日直手当)

第17条 宿日直勤務を命ぜられた職員には、その勤務1回につき、4, 700円(勤務時間が通常の勤務日の2分の1の時間である日において退庁時から引き続いて行われる場合にあっては、7, 050円)を支給する。ただし、勤務時間が5時間未満の場合は、その勤務1回につき、2, 350円とする。

2 (略)

(期末手当)

第17条の2 (略)

2 期末手当の額は、期末手当基礎額に100分の127.5(管理職手当を受ける職員にあっては、100分の107.5)を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。

(1)～(4) (略)

3 定年前三任用短時間勤務職員に対する前項の規定の適用については、同項中「100分の127.5」とあるのは「100分の72.5」と、「100分の107.5」とあるのは「100分の62.5」とする。

4～6 (略)

(勤勉手当)

第17条の5 (略)

2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、市長が定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、職員に支給する勤勉手当の額の、次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に定める額を超えてはならない。

(1) 前項の職員のうち定年前三任用短時間勤務職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれの基準日現在(退職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡し

使用距離が片道15キロメートル以上 20キロメートル未満である職員	10, 0 00円
使用距離が片道20キロメートル以上 25キロメートル未満である職員	12, 9 00円
使用距離が片道25キロメートル以上 30キロメートル未満である職員	15, 8 00円
使用距離が片道30キロメートル以上 35キロメートル未満である職員	18, 7 00円
使用距離が片道35キロメートル以上 40キロメートル未満である職員	21, 6 00円
使用距離が片道40キロメートル以上 45キロメートル未満である職員	24, 4 00円
使用距離が片道45キロメートル以上 50キロメートル未満である職員	26, 2 00円
使用距離が片道50キロメートル以上 55キロメートル未満である職員	28, 0 00円
使用距離が片道55キロメートル以上 60キロメートル未満である職員	29, 8 00円
使用距離が片道60キロメートル以上 である職員	31, 6 00円

(3) (略)

3～7 (略)

(宿日直手当)

第17条 宿日直勤務を命ぜられた職員には、その勤務1回について、4, 400円を支給する。ただし、勤務時間が5時間未満の場合は、その勤務1回について2, 200円とする。

2 (略)

(期末手当)

第17条の2 (略)

2 期末手当の額は、期末手当基礎額に100分の125(管理職手当を受ける職員にあっては、100分の105)を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。

(1)～(4) (略)

3 定年前三任用短時間勤務職員に対する前項の規定の適用については、同項中「100分の125」とあるのは「100分の70」と、「100分の105」とあるのは「100分の60」とする。

4～6 (略)

(勤勉手当)

第17条の5 (略)

2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、市長が定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、職員に支給する勤勉手当の額の、次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に定める額を超えてはならない。

(1) 前項の職員のうち定年前三任用短時間勤務職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれの基準日現在(退職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡し

た日現在。次項において同じ。)において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に100分の107.5(管理職手当を受ける職員にあつては、100分の127.5)を乗じて得た額の総額

- (2) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員 当該定年前再任用短時間勤務職員の勤勉手当基礎額に100分の52.5(管理職手当を受ける職員にあつては、100分の62.5)を乗じて得た額の総額

3～5(略)

附 則

1～12(略)

- 13 給料表に定める定年前再任用短時間勤務職員の給料月額の適用については、令和6年4月1日から令和14年3月31日までの間、次の表の上欄に掲げる職務の級の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる給料月額とする。

職務 の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級
給料 月額	$\frac{2}{0}$ $\frac{5}{5}$	$\frac{2}{3}$ $\frac{2}{4}$	$\frac{2}{7}$ $\frac{4}{5}$	$\frac{2}{9}$ $\frac{5}{5}$	$\frac{3}{1}$ $\frac{0}{0}$	$\frac{3}{3}$ $\frac{6}{6}$	$\frac{3}{7}$ $\frac{9}{9}$	$\frac{4}{1}$ $\frac{4}{4}$
	$\frac{3}{0}$ $\frac{0}{0}$	$\frac{8}{0}$ $\frac{0}{0}$	$\frac{5}{0}$ $\frac{0}{0}$	$\frac{1}{0}$ $\frac{0}{0}$	$\frac{7}{0}$ $\frac{0}{0}$	$\frac{9}{0}$ $\frac{0}{0}$	$\frac{8}{0}$ $\frac{0}{0}$	$\frac{2}{0}$ $\frac{0}{0}$

14(略)

た日現在。次項において同じ。)において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に100分の105(管理職手当を受ける職員にあつては、100分の125)を乗じて得た額の総額

- (2) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員 当該定年前再任用短時間勤務職員の勤勉手当基礎額に100分の50(管理職手当を受ける職員にあつては、100分の60)を乗じて得た額の総額

3～5(略)

附 則

1～12(略)

- 13 給料表に定める定年前再任用短時間勤務職員の給料月額の適用については、令和6年4月1日から令和14年3月31日までの間、次の表の上欄に掲げる職務の級の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる給料月額とする。

職務 の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級
給料 月額	$\frac{1}{9}$ $\frac{7}{7}$	$\frac{2}{2}$ $\frac{4}{4}$	$\frac{2}{6}$ $\frac{5}{5}$	$\frac{2}{8}$ $\frac{4}{4}$	$\frac{2}{9}$ $\frac{9}{9}$	$\frac{3}{2}$ $\frac{5}{5}$	$\frac{3}{6}$ $\frac{7}{7}$	$\frac{4}{0}$ $\frac{1}{1}$
	$\frac{0}{0}$ $\frac{0}{0}$	$\frac{5}{0}$ $\frac{0}{0}$	$\frac{0}{0}$ $\frac{0}{0}$	$\frac{7}{0}$ $\frac{0}{0}$	$\frac{9}{0}$ $\frac{0}{0}$	$\frac{6}{0}$ $\frac{0}{0}$	$\frac{7}{0}$ $\frac{0}{0}$	$\frac{2}{0}$ $\frac{0}{0}$

14(略)

別表第1を次のように改める。

別表第1(第3条関係)

職員給料表

単位 円

職員の区分	級	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級
	号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
定年前再任用短時間勤務職員以外の職員	1	195,800	242,000	276,300	309,800	332,600	366,800	420,700	471,900
	2	196,900	243,300	277,300	311,300	334,400	368,500	422,600	477,200
	3	198,100	244,700	278,300	312,700	336,200	370,100	424,500	482,100
	4	199,200	246,100	279,300	314,100	337,900	371,700	426,300	486,700
	5	200,300	247,500	280,300	315,500	339,600	373,300	428,100	490,700
	6	202,000	248,900	281,300	316,600	341,300	375,100	429,900	494,100
	7	203,600	250,300	282,200	317,600	343,000	376,600	431,700	497,000
	8	205,200	251,700	283,200	318,800	344,600	378,200	433,500	499,500
	9	206,700	253,100	284,200	320,000	346,200	379,500	435,100	501,500
	10	208,400	254,300	285,200	321,600	347,900	381,100	436,600	
	11	210,000	255,600	286,200	323,200	349,600	382,700	438,100	

12	211,600	256,900	287,200	324,800	351,200	384,200	439,600	
13	213,100	258,100	288,200	326,200	352,700	386,100	441,100	
14	214,800	259,300	289,500	327,800	354,300	388,000	442,400	
15	216,500	260,500	290,800	329,400	355,900	389,900	443,700	
16	218,200	261,700	292,000	331,000	357,400	391,700	444,900	
17	219,400	262,800	293,200	332,400	358,800	393,200	446,100	
18	221,000	263,900	294,500	334,100	360,500	395,000	447,400	
19	222,600	265,000	295,700	335,700	362,100	396,700	448,700	
20	224,100	266,100	296,900	337,300	363,700	398,300	449,900	
21	225,600	267,000	297,900	338,700	364,800	400,000	451,100	
22	227,200	268,000	299,100	340,400	366,300	401,400	451,900	
23	228,800	269,000	300,300	342,100	367,800	402,800	452,700	
24	230,400	270,000	301,600	343,700	369,300	404,200	453,500	
25	232,000	271,000	302,900	344,900	371,000	405,600	454,100	
26	233,700	271,900	303,900	346,800	372,800	406,800	454,700	
27	235,000	272,700	304,900	348,500	374,400	408,000	455,300	
28	236,300	273,600	305,900	350,100	376,100	409,000	455,900	
29	237,600	274,400	307,000	351,600	377,500	410,100	456,600	
30	238,700	275,200	308,200	353,200	378,800	411,300	457,400	
31	239,800	276,000	309,300	354,800	380,000	412,400	457,800	
32	240,900	276,700	310,500	356,400	381,400	413,500	458,500	
33	242,000	277,400	311,600	358,100	382,500	414,200	459,000	
34	242,900	278,200	312,900	359,900	383,400	414,900	459,400	
35	243,800	279,000	314,200	361,700	384,400	415,500	459,800	
36	244,800	279,600	315,500	363,500	385,400	416,200	460,200	
37	245,800	280,300	316,700	365,000	386,200	416,800	460,600	
38	246,700	281,100	318,000	366,400	387,100	417,400	460,900	
39	247,600	281,800	319,300	367,800	388,000	417,900	461,200	
40	248,400	282,500	320,600	369,200	388,800	418,300	461,500	
41	249,200	283,200	321,900	370,700	389,600	418,700	461,800	
42	249,900	283,900	323,100	371,500	390,400	418,900	462,100	
43	250,500	284,600	324,400	372,400	391,200	419,200	462,400	
44	251,100	285,300	325,500	373,400	391,900	419,500	462,700	

45	251, 800	286, 000	326, 400	374, 300	392, 600	419, 800	463, 000	
46	252, 400	286, 600	327, 700	375, 400	393, 300	420, 100		
47	253, 000	287, 300	329, 000	376, 300	394, 000	420, 400		
48	253, 600	287, 900	330, 300	377, 300	394, 700	420, 700		
49	254, 100	288, 600	331, 400	378, 200	395, 200	420, 900		
50	254, 700	289, 200	332, 700	378, 900	395, 800	421, 200		
51	255, 300	289, 900	333, 900	379, 600	396, 400	421, 400		
52	255, 800	290, 600	335, 100	380, 200	397, 100	421, 700		
53	256, 200	291, 100	336, 400	380, 600	397, 500	421, 900		
54	256, 600	291, 700	337, 400	381, 200	398, 100	422, 200		
55	256, 900	292, 300	338, 500	381, 800	398, 700	422, 500		
56	257, 200	293, 000	339, 600	382, 500	399, 200	422, 800		
57	257, 500	293, 600	340, 300	382, 800	399, 600	423, 000		
58	257, 800	294, 200	341, 200	383, 500	400, 200	423, 300		
59	258, 100	294, 800	341, 900	384, 200	400, 800	423, 600		
60	258, 400	295, 500	342, 700	384, 800	401, 300	423, 800		
61	258, 700	296, 100	343, 500	385, 100	401, 700	424, 000		
62	259, 000	296, 700	343, 900	385, 600	402, 200	424, 300		
63	259, 300	297, 200	344, 400	386, 200	402, 700	424, 600		
64	259, 600	297, 700	345, 100	386, 800	403, 300	424, 800		
65	259, 900	298, 200	345, 900	387, 100	403, 600	425, 000		
66	260, 200	298, 800	346, 600	387, 700	404, 000	425, 300		
67	260, 500	299, 300	347, 300	388, 400	404, 300	425, 600		
68	260, 800	299, 900	347, 900	389, 000	404, 700	425, 800		
69	261, 100	300, 300	348, 400	389, 400	405, 000	426, 000		
70	261, 400	300, 800	349, 000	389, 900	405, 300	426, 300		
71	261, 700	301, 300	349, 500	390, 500	405, 600	426, 600		
72	262, 000	301, 900	350, 100	391, 000	405, 800	426, 800		
73	262, 300	302, 400	350, 400	391, 500	406, 000	427, 000		
74	262, 600	302, 800	350, 900	392, 100	406, 300			
75	262, 900	303, 100	351, 200	392, 500	406, 600			
76	263, 200	303, 400	351, 600	392, 800	406, 800			
77	263, 500	303, 600	352, 000	393, 200	407, 000			

78	263, 800	303, 900	352, 500	393, 700	407, 300			
79	264, 100	304, 100	353, 000	394, 100	407, 600			
80	264, 400	304, 400	353, 500	394, 500	407, 800			
81	264, 700	304, 600	353, 800	394, 900	408, 000			
82	265, 000	304, 800	354, 200	395, 400	408, 300			
83	265, 300	305, 100	354, 600	395, 800	408, 600			
84	265, 600	305, 300	355, 000	396, 200	408, 800			
85	265, 900	305, 600	355, 300	396, 500	409, 000			
86	266, 200	305, 800	355, 700					
87	266, 500	306, 100	356, 100					
88	266, 800	306, 400	356, 500					
89	267, 100	306, 700	356, 700					
90	267, 400	307, 000	357, 100					
91	267, 700	307, 300	357, 500					
92	268, 000	307, 600	357, 900					
93	268, 300	307, 800	358, 100					
94		308, 000	358, 400					
95		308, 300	358, 800					
96		308, 700	359, 100					
97		308, 900	359, 400					
98		309, 200	359, 800					
99		309, 500	360, 200					
100		309, 900	360, 600					
101		310, 100	361, 100					
102		310, 400	361, 500					
103		310, 700	361, 900					
104		311, 000	362, 300					
105		311, 200	362, 800					
106		311, 500	363, 200					
107		311, 800	363, 500					
108		312, 100	363, 800					
109		312, 300	364, 200					
110		312, 600						

111		313, 000							
112		313, 300							
113		313, 500							
114		313, 700							
115		314, 000							
116		314, 400							
117		314, 600							
118		314, 800							
119		315, 100							
120		315, 400							
121		315, 700							
122		315, 900							
123		316, 200							
124		316, 500							
125		316, 800							
定年前再任用短時間勤務職員		200, 300	227, 800	269, 500	290, 100	305, 700	331, 900	374, 800	409, 200

第2条 職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあっては「改正部分」と、改正後の欄にあっては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後		改正前	
(通勤手当) 第10条 (略)		(通勤手当) 第10条 (略)	
2 通勤手当の額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める額とする。		2 通勤手当の額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める額とする。	
(1) (略)		(1) (略)	
(2) 前項第2号に掲げる職員 次の表の左欄に掲げる職員の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める額（定年前再任用短時間勤務職員のうち、支給単位期間当たりの通勤回数を考慮して市規則で定める職員にあつては、その額から、その額に市規則で定める割合を乗じて得た額を減じた額）		(2) 前項第2号に掲げる職員 次の表の左欄に掲げる職員の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める額（定年前再任用短時間勤務職員のうち、支給単位期間当たりの通勤回数を考慮して市規則で定める職員にあつては、その額から、その額に市規則で定める割合を乗じて得た額を減じた額）	
職員の区分	通勤手当の月額	職員の区分	通勤手当の月額
(略)		(略)	

使用距離が片道60キロメートル以上 65キロメートル未満である職員	(略)
使用距離が片道65キロメートル以上 70キロメートル未満である職員	42, 2 00円
使用距離が片道70キロメートル以上 75キロメートル未満である職員	45, 7 00円
使用距離が片道75キロメートル以上 80キロメートル未満である職員	49, 2 00円
使用距離が片道80キロメートル以上 85キロメートル未満である職員	52, 7 00円
使用距離が片道85キロメートル以上 90キロメートル未満である職員	56, 2 00円
使用距離が片道90キロメートル以上 95キロメートル未満である職員	59, 6 00円
使用距離が片道95キロメートル以上 100キロメートル未満である職員	63, 0 00円
使用距離が片道100キロメートル以 上である職員	66, 4 00円

(3) (略)

3～7 (略)

(期末手当)

第17条の2 (略)

2 期末手当の額は、期末手当基礎額に100分の126.25 (管理職手当を受ける職員にあつては、100分の106.25) を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。

(1)～(4) (略)

3 定年前再任用短時間勤務職員に対する前項の規定の適用については、同項中「100分の126.25」とあるのは「100分の71.25」と、「100分の106.25」とあるのは「100分の61.25」とする。

4～6 (略)

(勤勉手当)

第17条の5 (略)

2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、市長が定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、職員に支給する勤勉手当の額の、次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に定める額を超えてはならない。

(1) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれの基準日現在 (退職し、又は死亡した職員にあつては、退職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。) において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に100分の106.25 (管理職手当を受ける職員にあつては、100分の126.25) を乗じて得た額の総額

(2) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員 当該定年前再任用短時間勤務職員の勤勉手当基礎額に100分の51.25 (管理職手当を受ける職員にあつては、100分の61.25) を乗じて得た額の総額

使用距離が片道60キロメートル以上 である職員	(略)

(3) (略)

3～7 (略)

(期末手当)

第17条の2 (略)

2 期末手当の額は、期末手当基礎額に100分の127.5 (管理職手当を受ける職員にあつては、100分の107.5) を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。

(1)～(4) (略)

3 定年前再任用短時間勤務職員に対する前項の規定の適用については、同項中「100分の127.5」とあるのは「100分の72.5」と、「100分の107.5」とあるのは「100分の62.5」とする。

4～6 (略)

(勤勉手当)

第17条の5 (略)

2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、市長が定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、職員に支給する勤勉手当の額の、次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に定める額を超えてはならない。

(1) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれの基準日現在 (退職し、又は死亡した職員にあつては、退職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。) において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に100分の107.5 (管理職手当を受ける職員にあつては、100分の127.5) を乗じて得た額の総額

(2) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員 当該定年前再任用短時間勤務職員の勤勉手当基礎額に100分の52.5 (管理職手当を受ける職員にあつては、100分の62.5) を乗じて得た額の総額

3～5（略）

3～5（略）

（和光市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正）

第3条 和光市一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成18年条例第5号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあっては「改正部分」と、改正後の欄にあっては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前																								
（特定任期付職員の給料表等） 第7条 第2条第1項の規定により任期を定めて採用された職員（以下「特定任期付職員」という。）には、次の給料表を適用する。 <table border="1"> <thead> <tr> <th>号給</th><th>給料月額</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1</td><td>405,000円</td></tr> <tr> <td>2</td><td>455,000円</td></tr> <tr> <td>3</td><td>508,000円</td></tr> <tr> <td>4</td><td>574,000円</td></tr> <tr> <td>5</td><td>655,000円</td></tr> </tbody> </table> 2（略） （特定任期付職員等の給与条例の適用除外等） 第9条（略） 2 特定任期付職員に対する給与条例第17条の2第2項の規定の適用については、同項中「<u>100分の127.5</u>（管理職手当を受ける職員にあつては、<u>100分の107.5</u>）」とあるのは「<u>100分の97.5</u>」とする。 3 特定任期付職員に対する給与条例第17条の5第2項第1号の規定の適用については、同項中「<u>100分の107.5</u>（管理職手当を受ける職員にあつては、<u>100分の127.5</u>）」とあるのは「<u>100分の90</u>」とする。 4・5（略）	号給	給料月額	1	405,000円	2	455,000円	3	508,000円	4	574,000円	5	655,000円	（特定任期付職員の給料表等） 第7条 第2条第1項の規定により任期を定めて採用された職員（以下「特定任期付職員」という。）には、次の給料表を適用する。 <table border="1"> <thead> <tr> <th>号給</th><th>給料月額</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1</td><td>392,000円</td></tr> <tr> <td>2</td><td>440,000円</td></tr> <tr> <td>3</td><td>492,000円</td></tr> <tr> <td>4</td><td>555,000円</td></tr> <tr> <td>5</td><td>634,000円</td></tr> </tbody> </table> 2（略） （特定任期付職員等の給与条例の適用除外等） 第9条（略） 2 特定任期付職員に対する給与条例第17条の2第2項の規定の適用については、同項中「<u>100分の125</u>（管理職手当を受ける職員にあつては、<u>100分の105</u>）」とあるのは「<u>100分の95</u>」とする。 3 特定任期付職員に対する給与条例第17条の5第2項第1号の規定の適用については、同項中「<u>100分の105</u>（管理職手当を受ける職員にあつては、<u>100分の125</u>）」とあるのは「<u>100分の87.5</u>」とする。 4・5（略）	号給	給料月額	1	392,000円	2	440,000円	3	492,000円	4	555,000円	5	634,000円
号給	給料月額																								
1	405,000円																								
2	455,000円																								
3	508,000円																								
4	574,000円																								
5	655,000円																								
号給	給料月額																								
1	392,000円																								
2	440,000円																								
3	492,000円																								
4	555,000円																								
5	634,000円																								

第4条 和光市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあっては「改正部分」と、改正後の欄にあっては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
-----	-----

(特定任期付職員等の給与条例の適用除外等) 第9条 (略) 2 特定任期付職員に対する給与条例第17条の2第2項の規定の適用については、同項中「<u>100分の126.25</u> (管理職手当を受ける職員にあつては、<u>100分の106.25</u>) 」とあるのは「<u>100分の96.25</u>」とする。 3 特定任期付職員に対する給与条例第17条の5第2項第1号の規定の適用については、同項中「<u>100分の106.25</u> (管理職手当を受ける職員にあつては、<u>100分の126.25</u>) 」とあるのは「<u>100分の88.75</u>」とする。 4・5 (略)	(特定任期付職員等の給与条例の適用除外等) 第9条 (略) 2 特定任期付職員に対する給与条例第17条の2第2項の規定の適用については、同項中「<u>100分の127.5</u> (管理職手当を受ける職員にあつては、<u>100分の107.5</u>) 」とあるのは「<u>100分の97.5</u>」とする。 3 特定任期付職員に対する給与条例第17条の5第2項第1号の規定の適用については、同項中「<u>100分の107.5</u> (管理職手当を受ける職員にあつては、<u>100分の127.5</u>) 」とあるのは「<u>100分の90</u>」とする。 4・5 (略)
---	---

(和光市会計年度任用職員の報酬等に関する条例の一部改正)

第5条 和光市会計年度任用職員の報酬等に関する条例 (令和元年条例第23号) の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分 (以下、改正前の欄にあつては「改正部分」と、改正後の欄にあつては「改正後部分」という。) については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
(期末手当及び勤勉手当の支給) 第7条 期末手当及び勤勉手当は、一般職の常勤職員の例により支給する。この場合において、会計年度任用職員に対する給与条例第17条の2第2項の規定の適用については、同項中「<u>100分の127.5</u> (管理職手当を受ける職員にあつては、<u>100分の107.5</u>) 」とあるのは「<u>100分の125</u>」と、給与条例第17条の5第2項第1号の規定の適用については、「<u>100分の107.5</u> (管理職手当を受ける職員にあつては、<u>100分の127.5</u>) 」とあるのは「<u>100分の105</u>」とする。ただし、任期が6月未満の者その他の者で規則で定めるものにあつては、期末手当及び勤勉手当は、支給しない。	(期末手当及び勤勉手当の支給) 第7条 期末手当及び勤勉手当は、一般職の常勤職員の例により支給する。この場合において、会計年度任用職員に対する給与条例第17条の2第2項の規定の適用については、同項中「<u>100分の125</u> (管理職手当を受ける職員にあつては、<u>100分の105</u>) 」とあるのは「<u>100分の125</u>」と、給与条例第17条の5第2項第1号の規定の適用については、「<u>100分の105</u> (管理職手当を受ける職員にあつては、<u>100分の125</u>) 」とあるのは「<u>100分の105</u>」とする。ただし、任期が6月未満の者その他の者で規則で定めるものにあつては、期末手当及び勤勉手当は、支給しない。

第6条 和光市会計年度任用職員の報酬等に関する条例の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分 (以下、改正前の欄にあつては「改正部分」と、改正後の欄にあつては「改正後部分」という。) については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
(期末手当及び勤勉手当の支給) 第7条 期末手当及び勤勉手当は、一般職の常勤職員の例により支給する。この場合において、会計年度任用職員に対する給与条例第17条の2第2項の規定の適用については、同項中「<u>100分の126.25</u>（管理職手当を受ける職員にあつては、<u>100分の106.25</u>）」とあるのは「<u>100分の126.25</u>」と、給与条例第17条の5第2項第1号の規定の適用については、「<u>100分の106.25</u>（管理職手当を受ける職員にあつては、<u>100分の126.25</u>）」とあるのは「<u>100分の106.25</u>」とする。ただし、任期が6月未満の者その他の者で規則で定めるものにあつては、期末手当及び勤勉手当は、支給しない。	(期末手当及び勤勉手当の支給) 第7条 期末手当及び勤勉手当は、一般職の常勤職員の例により支給する。この場合において、会計年度任用職員に対する給与条例第17条の2第2項の規定の適用については、同項中「<u>100分の127.5</u>（管理職手当を受ける職員にあつては、<u>100分の107.5</u>）」とあるのは「<u>100分の125</u>」と、給与条例第17条の5第2項第1号の規定の適用については、「<u>100分の107.5</u>（管理職手当を受ける職員にあつては、<u>100分の127.5</u>）」とあるのは「<u>100分の105</u>」とする。ただし、任期が6月未満の者その他の者で規則で定めるものにあつては、期末手当及び勤勉手当は、支給しない。

(職員の定年引上げに伴う関係条例の整備に関する条例の一部改正)

第7条 職員の定年引上げに伴う関係条例の整備に関する条例（令和4年条例第24号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあつては「改正部分」と、改正後の欄にあつては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
附 則 (職員の給与に関する条例の一部改正に伴う経過措置) 第2条～第8条（略） 第9条 <u>次の各号の規定は、当該各号に掲げる期間において、暫定再任用職員には適用しない。</u> (1) <u>職員の給与に関する条例第4条第3項から第11項まで（第5項を除く。）、第7条の2及び第8条の規定 令和5年4月1日以降</u> (2) <u>職員の給与に関する条例第9条及び第9条の3の規定 令和5年4月1日から令和7年3月31日まで</u> 第10条（略）	附 則 (職員の給与に関する条例の一部改正に伴う経過措置) 第2条～第8条（略） 第9条 <u>職員の給与に関する条例第4条第3項から第11項まで（第5項を除く。）、第7条の2から第9条まで及び第9条の3の規定は、暫定再任用職員には適用しない。</u> 第10条（略）

附 則

(施行期日等)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条、第4条及び第6条の規定は、令和8年4月1日から施行する。

2 第1条、第3条、第5条及び第7条の規定は、令和7年4月1日から適用する。

(通勤手当の額の特例)

3 前項の規定にかかわらず、第1条の規定による改正後の職員の給与に関する条例第10条の規定は、令和7年4月1日から同年12月31日までの間、会計年度任用職員(地方公務員法(昭和25年法律第261号)第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員をいう。)には適用しない。

(給与の内払)

4 第1条の規定による改正後の職員の給与に関する条例、第3条の規定による改正後の和光市一般職の任期付職員の採用等に関する条例又は第7条の規定による改正後の職員の定年引上げに伴う関係条例の整備に関する条例の規定を適用する場合においては、第1条の規定による改正前の職員の給与に関する条例、第3条の規定による改正前の和光市一般職の任期付職員の採用等に関する条例又は第7条の規定による改正前の職員の定年引上げに伴う関係条例の整備に関する条例に基づいて支給された給与は、第1条の規定による改正後の職員の給与に関する条例、第3条の規定による改正後の和光市一般職の任期付職員の採用等に関する条例又は第7条の規定による改正後の職員の定年引上げに伴う関係条例の整備に関する条例の規定による給与の内払とみなす。

令和7年 月 日提出

和光市長 柴崎 光子

提 案 理 由

令和7年人事院勧告に準拠した職員の給料表等を改定したいので、地方公務員法第24条第5項並びに地方自治法第96条第1項第1号及び第204条第3項の規定により、この案を提出するものである。